

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 24 年 7 月 27 日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 業務概要

- (1) 業 務 名 国際物流拠点施設設計業務
- (2) 履行場所 沖縄県那覇市鏡水崎原地先
- (3) 業務内容 国際物流拠点産業集積地域（沖縄自由貿易地域）の拡張敷地において、国際コンテナ貨物等の荷捌き機能、一時保管機能、流通加工機能及び配送機能等を有する国際物流拠点施設（ロジスティクスセンター）の建築、建築設備及び外構の設計（地質調査及び磁気探査含む）
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から 平成 25 年 3 月 31 日まで
- (5) 契約限度額 119,000,000 円（消費税込み）以内で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部における「平成 23・24 年度 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加希望業者名簿」に建築関係コンサルタント業務として登録されていること。
 - ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 共同体の結成にあたっての要件
 - ア 2 社又は 3 社の共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 共同企業体の代表者は、沖縄県土木建築部における「平成 23・24 年度 測量及び建



設コンサルタント等業務入札参加希望業者名簿（県内）」に建築関係コンサルタント業務として登録されている業者とし、同名簿に記載されている一級建築士の数が3名以上であり、かつ平成24年7月時点においても、所属する一級建築士の数が3名以上であること。

エ 共同企業体の構成員は、沖縄県土木建築部における「平成23・24年度 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加希望業者名簿（県内）」又は「平成23・24年度 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加希望業者名簿（県外）」に建築関係コンサルタント業務として登録されている業者とする。

オ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 配置予定の技術者の資格
- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力
同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の資格
- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力
同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況
- (3) 業務実施方針及び手法
業務の取組意欲、業務の理解度、業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案

5 手続等

- (1) 担当部局
沖縄県商工労働部企業立地推進課立地環境整備班 担当：呉屋、仲宗根
住 所：〒900-8670 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号：098-866-2770 FAX 番号：098-866-2846
電子メール：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
ア 交付期間 公告日から
イ 交付方法 沖縄県商工労働部企業立地推進課ホームページからダウンロード
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限 平成24年8月3日（金）17時まで
イ 提出場所 上記(1)担当部局に同じ。
ウ 提出方法 持参
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限 平成24年8月21日（火）17時まで
イ 提出場所 上記(1)担当部局に同じ。
ウ 提出方法 持参



6 その他

- (1) 平成 24 年度沖縄振興特別推進交付金の交付決定後に契約を行う。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金

契約の相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号の規定による担保の提供をもって代えることができ、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号の規定に該当する場合は免除する。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

- (6) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (7) 本プロポーザルは、技術提案書を特定するためのものであり、契約を保証するものではない。
- (8) 詳細は、説明書による。

